

河川敷地占用許可準則に基づく都市・地域再生等利用区域の指定について

徳島県知事
(河川政策課)

【都市・地域再生等利用区域の指定】

徳島県では、公共用物である河川の恒常的かつ適正な利活用を促進するため、河川敷地占用許可準則（以下「準則」という。）第二十二第１項及び同第２項の規定に基づき、地域の特性や都市及び地域の再生等に係るニーズ等を十分に考慮した上で、都市及び地域の再生等のために利用する施設が占有することができる河川敷地の区域を次のとおり指定する。

1 都市・地域再生等利用区域

(1) 指定範囲

一級河川吉野川水系新町川の河川区域内で、別図に示す区域

(2) 当該区域の位置づけ

新町川は、徳島市の中心市街地を貫流し、古くからまちづくりに深く関わってきた河川である。特に、新町川と助任川に囲まれた中州は「ひょうたん島」の愛称で広く親しまれている。

徳島県では、徳島市と協調して、ひょうたん島周辺の既存観光資源を中心とした水上ネットワークの構築や遊歩道整備を進め、中心市街地から新町川河口までの活性化及び観光振興を図っている。ひょうたん島を巡る周遊船には、毎年４万人以上の県民・観光客が訪れ、水辺空間に賑わいをもたらしている。

当該区域は、平成２４年に都市・地域再生等利用区域として指定した新町橋から両国橋間の上流部に位置し、周遊船の乗り場をはじめ、賑わい創出に資する施設として整備されている。今後、新たな水上ネットワークの拠点となることで、既存の周遊船の乗り場や周辺の賑わい施設との相乗効果が生まれ、川を活かしたまちづくりのさらなる発展と、中心市街地の持続的な活性化に大きく寄与することが期待される。

(3) 指定年月日

令和８年５月２８日

2 都市・地域再生等占用方針

(1) 都市・地域再生等利用区域において占用の許可を受けることができる施設

占用施設については、準則第二十二第3項に掲げる施設のうち広場、イベント施設、遊歩道、船着場、船舶係留施設、前述に掲げる施設と一体をなす飲食店・売店・オープンカフェ・広告板・広告柱・照明・音響施設・切符売場・案内所、船上食事施設、その他都市及び地域の再生等のために利用する施設とする。

3 都市・地域再生等利用区域の許可方針及び占用主体

(1) 許可方針

- 1) 当該区域については、上記1 (2) 当該区域の位置づけを踏まえた利活用を行うものとする。
- 2) 河川管理者が必要として付した許可条件を遵守すること。
- 3) 占用の許可を受けることができる施設及びその周辺においては、良好な水辺空間を確保するため清潔の保持及び周辺への騒音の抑制等の環境の保全に努めること。また、占用の許可期間中に周辺住民及び河川利用者等から占用の許可を受けた施設等に関する苦情があった場合については、都市・地域再生等占用主体が解決に努めること。
- 4) 洪水、暴風雨、地震、その他の原因による危険の恐れ又は異常な状態が生じた場合は、占用施設の使用を中止し、利用者等を円滑に避難させる責任は占用主体が負うものとする。
- 5) 平常時も含め、本件利用に伴い、水難事故、水質事故等が発生しないよう、必要な措置を講ずること。
- 6) 建築物及び工作物等の設置に当たっては、法令等を遵守するとともに、河川管理者と協議の上、治水上、利水上の支障を生じないもので、安全構造上問題のないものとする。
- 7) 施設使用者に占用施設の使用をさせる場合には、使用契約を締結し、当該施設使用者を適切に指導監督すること。
- 8) 施設使用者に占用施設の使用をさせることにより施設利用料を得る場合には、その収入を当該占用許可を受けている河川敷地における施設の維持管理及び良好な水辺空間の保全、創出を図るための費用に充てること。
- 9) 施設利用料の徴収及び活用状況を、河川管理者に対して、年一回程度報告すること。
- 10) 施設使用者に占用施設の使用をさせる場合には、他の者の河川の利用を著しく妨げないものでなければならない。
- 11) 当該区域において船舶係留施設もしくは船上食事施設を設置する場合は、船舶の航行等に十分配慮するものとする。

(2) 占用主体

徳島市（準則第二十二第4項第1号に掲げるもの）

別図

「都市・地域再生等利用区域の指定」の区域

